

2013 koken No.9
Fall

(一社)高知県建設業協会「高建(こうけん)」
平成 25 年 10 月 発行 No.9 秋号
年 4 回 発行 (1 月 4 月 7 月 10 月)



協会通信

高 秋 建

連載

・高知県の土木史
「武家社会成立後の土木事業(中世)②」

・土木人物伝◎ 「仮谷 忠男」
建設相として本四架橋推進

高知県 提供情報

- ・南海地震に備えちよき
- ・観光案内

建設業協会は皆さまの暮らしを応援しています “私たちの活動紹介”

- 防犯パトロール・交通安全指導を実施しています
- 各行政機関と災害時協定を締結し共に活動できる体制を構築しています
- 災害時に備えた「災害情報共有ネットワークシステム」を構築しています
- 「清潔で美しい高知県をつくるパートナーズ協定」を高知県と締結し環境美化を推進しています
- 建設業を志す若者の育成支援をしています

「みんなの力で東北地方を復興しよう!」

One For All! 遠く離れても心はひとつ!

「私たちも東北地方を応援しています」
高知県建設業協会

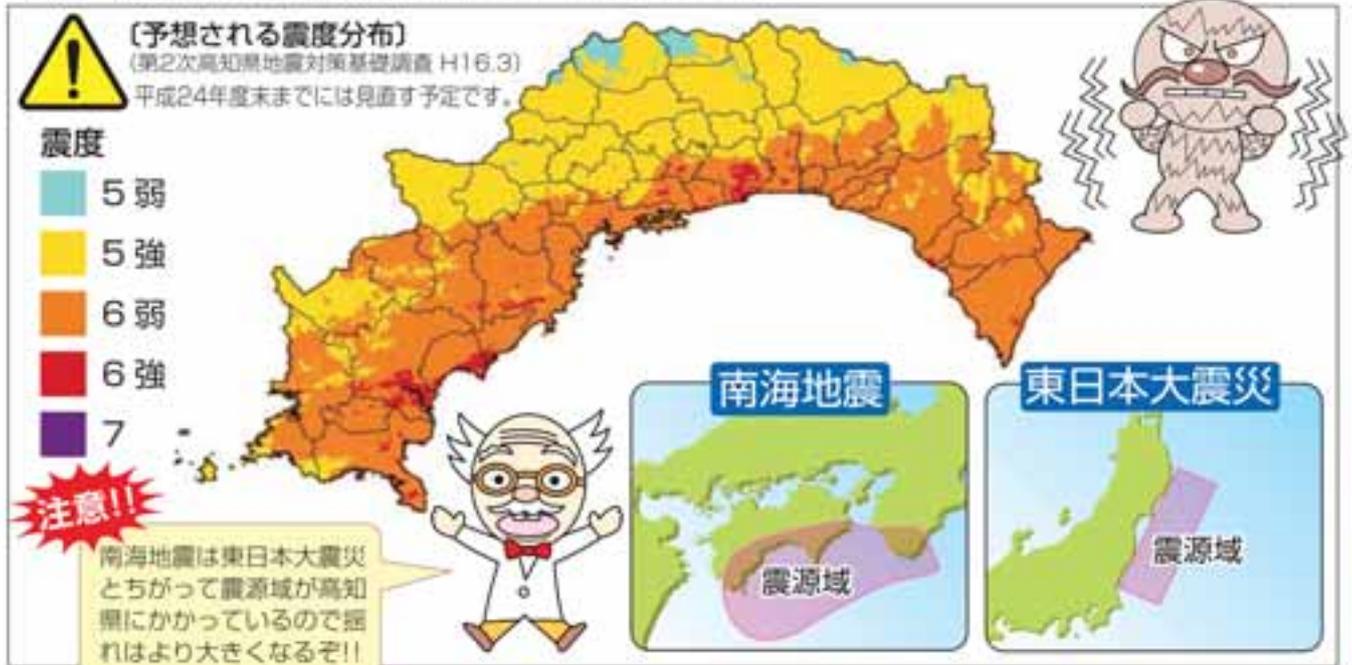


南海地震に備えちよき

1) 東日本大震災より長く強い揺れも

次の南海地震は東日本大震災に匹敵する規模になる可能性があります。さらに揺れの強さは東日本大震災発生時の東北地方より大きいことが予想され、建物倒壊が多くなる可能性があります。

東日本大震災の震源範囲はすべて海でしたが、南海地震の震源は内陸部にもかかっており、高知県の直下も震源になっています。このため揺れが大きくなるのです。



地震の揺れと被害を関連づけた下の表をご覧ください。

気象庁震度階級関連解説表（抄）

震度階級	人の体感・行動	固定していない家具の状況	屋外の状況	耐震性の低い木造建物	斜面等
5弱	物につかまらなそうと感ずる。 	移動することがある。 	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。	軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	物につかまらなそうと歩くことが難しい。 	倒れることがある。 	補強されていないブロック塀が弱れることがある。 	ひび割れ・亀裂がみられることがある。	
6弱	立っていることが困難になる。 	大半が移動し、倒れるものもある。 	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	倒れるものもある。 	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立ってられず、はわないと動けない。飛ばされることもある。 	ほとんどが移動し、倒れるものが増える。	補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	傾くものや、倒れるものが増える。 	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		ほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	補強されているブロック塀も破損するものがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 	

高知県防災キャラクター c やなせたかし

CONTENTS

山中巨司氏が黄綬褒章を受賞 4

高知県の土木史 5

連

第3章 武家社会成立後の土木事業（中世）

土木人物伝⑨ 9

載

飯谷 忠男 1913 ~ 1976
~ 建設相として本四架橋推進 ~

寄稿 コンクリート構造物の補修技術の現状 10

寄稿

高知県建設業協会 技術アドバイザー 宮田 隆弘

協会インフォメーション 12

◆本部だより◆

お知らせ 16

建設業に働く若者からのメッセージ 25

第9話 かなった夢、かなえない夢

生活習慣を見直しましょう⑦ 28

統計資料 29

クロスワードパズル 35

高提 南海地震に備えちよき 36

提供
知情
県報

観光案内 38

平成25年度 秋の叙勲・褒章の受章者が決定



山中巨司氏が 黄綬褒章を受賞



山中 巨司 氏
(明治建設有限会社 代表取締役)

ご功績

山中氏は昭和45年3月、東海大学工学部化学科を卒業後、土木建設業の明治建設有限会社に入社。以来、現場施工技術、さらには現場で身をもって体験しなければ会得出来ない現場管理のノウハウ等の習得・研鑽に全力を注ぎ、昭和48年1月に取締役に就任、昭和49年6月には若干26歳という若さながら、当時の社長と相談役に才能と技量を認められ、強く推されて代表取締役に就任。その後、急峻な地形や冬季の降雪など厳しい自然環境にさらされる嶺北地域を中心に数々の優良工事を手掛ける傍ら周辺地域のパトロール等の地域ボランティアにも積極的に取り組むなど、地域社会の発展や公共福祉の増進に大きく貢献してきた。

また、建設関係団体でも精力的に活動。高知県建設業協会では、常任理事として10年間、また嶺

北地区建設業協会の会長として10年間、業界団体の中枢に身を置き、業界組織の改革・改善事業、防災・減災活動、ボランティア事業等の諸活動を積極的に推進する等、多大な功績を残している。

さらに高知県建設業協会では、平成12年から副会長、平成16年から会長を務め、この間、各森林管理署と植栽・間伐等のボランティア事業「ふれあいの森」に関する協定の締結、四国森林管理局の「古事の森」づくり事業へ参画、異常気象時における林地荒廃、治山・林道施設等への被害情報収集する「国有林防災ボランティア制度」に関する協定の締結など、森林・林業土木事業の発展に大きく貢献している。

この他、平成21年から全国団体となる一般社団法人日本林業土木連合協会の副会長に就任するなど、県内外で活躍を続けている。

ご経歴

現職

- (一社) 高知県建設業協会 会長
- (一社) 日本林業土木連合協会 副会長

前職

- (社) 高知県建設業協会 常任理事

受賞歴

- 昭和50年2月 林道治山コンクールにて高知営林局長より表彰状
- 昭和53年2月 林道治山コンクールにて高知営林局長より表彰状
- 昭和54年3月 林道治山コンクールにて高知営林局長より表彰状
- 昭和55年3月 土佐町長より感謝状
- 昭和62年3月 林道治山コンクールにて高知営林局長より表彰状
- 昭和62年10月 高知県建設連盟より感謝状
- 平成元年4月 土佐町長、本川村長より感謝状
- 平成元年6月 優良工事に対して森林開発公団より表彰状
- 平成元年6月 労働安全への功績に対し森林開発公団より表彰状
- 平成5年9月 (社) 林業土木連合協会より表彰状
- 平成5年6月 優良工事に対して森林開発公団より表彰状
- 平成5年6月 土佐町長より感謝状
- 平成7年2月 地山・林道事業への功績に対し林野庁長官より表彰状
- 平成8年6月 無事故への功績に対し森林開発公団より表彰状
- 平成11年6月 優良工事に対して森林開発公団より表彰状
- 平成13年6月 優良工事に対して緑資源公団より表彰状
- 平成18年3月 林道治山コンクールにて四国森林管理局より表彰状
- 平成18年5月 役員功勞により(社) 高知県建設業協会会長より感謝状
- 平成19年5月 建設功勞により(社) 全国建設業協会会長より感謝状
- 平成21年5月 林道治山コンクールにて四国森林管理局より表彰状
- 平成21年7月 建設功勞により国土交通大臣表彰
- 平成23年11月 林道治山コンクールにて四国森林管理局より表彰状

高知県の土木史

第3章 武家社会成立後の土木事業 (中世) ②

敬遠された「北山越え」

中世土佐の陸上交通に関しては、史料が、ほとんどない状態である。恐らくは律令制時代に定められた5畿7道制の状態が続いていたのではないかと地方史研究者たちは推測している。

前節で述べたように7道は山陽、東海、東山、北陸、山陰、西海、南海道であった。山陽道を大路、東海・東山両道を中路、南海道ほか3道を小路とし、大路20、中路10、小路は5頭の馬を常備するよう定められていた。また、近年、各地の発掘調査によって、これらの官道の中には、両側溝を備え、幅員も10〜15mもある直線区間もあつたことも判明した。しかし、遙か南伊予に迂回、山また山を越え、土佐の国衙に至る南海道については、あてはまらなかつたらしい。これまた前節で述べた通り、山本大著「高知県の歴史」(山川出版社)によれば、あまりに険阻で遠距離であるため、奈良時代、土佐の国司が、阿波から海岸を通過して土佐に入るコースを、申請し許され、平安時代には四国山地を横断する「北山越え」が開かれた。

ところが、その「北山越え」も、同書によれば「この道には、吾橋(長岡郡本山町)、丹治川(長岡郡大豊町)の2駅がおかれたが、なにぶんけわしい山越えであるため、しだいにすたれてしまったのか、古代・中世を通じてこの道についての記録はのこされていない。おそらく海路が利用されるようになったのであろう」という。

中世土佐の道についての史料が出てくるのは、ぐつと時代が下がって戦国時代末期となる。1576(天正4)年、長宗我部元親が、阿波白地(徳島県三好郡池田町)の城主大西覚養を攻めた際、悪路に悩まされた様子が、家臣の高島孫右衛門尉正重が主君の事跡を書き記した「元親記」の中に出てくる。「高知県史」も「中世も後期に入り戦乱が相つづようになると、新しい道が開け、とくに長宗我部時代にあつては土佐、四国制覇の戦いが押し進められたので、軍用道路が開拓された。吾橋(椅)・立川の北山越えの道はいわば国道にあたるものであつたが、現在の国鉄土讃線・国道32号にそつた道も開かれていたようである。しかしこの道は難所で」と述べ、以下、「元親記」の同箇所を引用している。その一節は次の通りである。

この大西への、道筋、日本一の難所なり。力態に越さるる所にて之無く、先づ豊永の船渡しを過て、阿波境に上名の橋とて、大木一本に割を付け、打渡したる橋あり。それを過ぎて西宇のぼけとて三里の大難所あり。この道は岩のなへらに少しづつ足懸りを切付け、又梯には少し割を付け、漸く一人づつはひ伝ひ通る。左空穂・犬帰り・聖鳴竜などと云ふ所あり。その道より下を見れば、川滝千尋計に見ゆる。三里の内一里分は馬を通す。是も所々馬の尾を取り、惜綱を付け、かきすぐし候所あり。大西近くなりて相川の橋とてあり、この橋爪へ下る時は、跡しざりにして下る。

橋をばはふて渡る。馬は河上を廻り、道あれども是も自由に通ずる所にて之無し。

長宗我部氏は領内支配に果たす交通路の役割を重視し、「捉書」では他国廻船を招き、飛脚一村送を強化するとともに、

一、本道六尺五寸間可_レ為二間、同道事_在々山里浦々共庄屋堅可_レ申付、若道悪時_者其地頭百姓より過銀吉貫文為_レ庄屋取集、奉行中へ可_レ相渡_二事。

と道路の整備に力を入れている。もともと山里浦々共に十三尺 四メートル、が、当時の段階として可能であったか多少疑わしく、単に道路整備の目標を示すにとどまったのではないかとも思われるが、この一項にも近世と言つ時代は現れていると言えよう。

境、貿易港として発展

四面海に囲まれたわが国は、先史時代から水運、特に海運が重要な交通手段であった。平清盛の後を継いで鎌倉幕府も、対宋貿易に力を入れ、室町時代には、宋の次期王朝・明、朝鮮との貿易も始まった。また、仏教をはじめとする先進文化の導入もとだえることはなかった。貿易ルート、文化の流入ルートは当然、海上の道であった。中世後期には、倭寇がこの海上の道_二を舞台に跳梁、大陸沿岸を脅かしても

いる。

大陸との往来だけでなく、鎌倉時代には農業の生産性が向上、余剰農産物が商品として出回り始めた。流通経済の発展につれ、物流も活発化、国内の海上の道_二もますます重要性を増した。

そうした事情を伝える史料は多く、研究も進んでいるが、それは政治、経済、文化面に関してであつて、港湾そのものについては、道路と同様に史料、研究ともに少ない。乏しい史料によつて知ることのできる中世の港湾整備事業は、鎌倉時代では大輪田泊（現在の神戸港）、韓の泊（同兵庫県福泊）の修築、鎌倉材木座の和賀江島の築造などである。

室町時代になると、港の規模、構造などについて知る史料はほとんどないに等しいが、文献上からは、境、大湊、安濃津、敦賀、小浜、博多、坊津などの港がにぎわっていたことが分かる。中でも、境の発展は目覚ましかった。1399（応永6）年、大内義弘が室町幕府に反旗を翻した応永の乱では、民家1万戸が焼失したと伝えられており、その繁栄ぶりをうかがうことができる。

応永の乱後、和泉の国は守護2代を経て、1407（応永12）年、2分され、土佐の守護の細川頼長、同基之が、その半国守護に任じられた。一方、応永の乱で敗れたものの、大内氏は、周防、長門を安堵され次第に勢力を盛り返し、

応仁の乱で、細川氏と対立することとなった。

このため兵庫の港を出た勘合貿易船は、帰国に当たつて、大内氏の勢力下にあつた瀬戸内海を避け、九州の南を迂回、土佐（推定下田）に寄港した後、1469（文明1）年、堺に帰つた。これが南海路の始まりとされている。勘合貿易は1404（応永11）年、3代將軍義満が始め、当初は不定期だったが1467（応仁元）年以来、10年1貢、船3隻に制限されたことは、よく知られている。勘合貿易船の発着には兵庫の港が使われ、瀬戸内海を経て大陸に向かつていた。南海路が開けて以後、境は同航路による日明貿易、さらに南蛮貿易の基地ともなり繁栄を極めた。

海運の要所・浦戸港

中世土佐の港湾についても、ただ単に地形を利用しただけのものか、多少なりとも人の手が加えられたものであつたのか、土木部門の史料は皆無の状態である。しかし、交通史の面からは、紀貫之による、わが国初の仮名書き紀行文「土佐日記」をはじめとする史料で、土佐が海上の道_二で古くから畿内と密接に結ばれていたことを知ることができる。

「土佐日記」には、大津、浦戸、大湊、奈半、羽根、奈良志津、室津の泊が出てくるし、1207（承元元）年、配流の身となった浄土宗開祖の法然上人は、海路、神浦（現東洋町甲浦）に上陸、配所に向かつたと伝えられている。ま

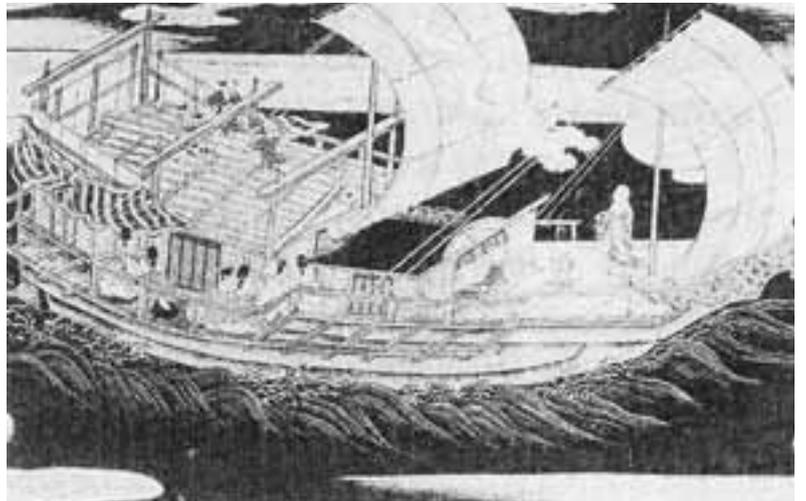
た前述の通り、南海路を通る勘合貿易船の寄港地として下田が、重要な役割を果たしたとされている。

また、日本最古の海事法規「廻船式目」の末文には、土佐浦戸の篠原孫左衛門の名がある。「廻船式目」は、明治以後の名称で、もとは「船法」「船法度」「廻船大法」などと呼ばれていた。鎌倉時代の1223(貞応2)年、篠原孫左衛門と摂津兵庫の辻村新兵衛、薩摩坊津の飯田備前の3人が、北条義時に召し出され下間にこたえたものを書き留めたとされている。

義時の袖判もあるが、成立年代は15世紀後半〜16世紀中期に下り、瀬戸内の海賊衆の慣習法をまとめたものだとする説が有力である。しかし、どちらにしても、現代にも通用する海事法規が、早くも中世に作られていたことは、疑いのないところであり同時代の海上交通の発達ぶりを物語っている。また「廻船式目」末文に篠原孫左衛門の名があるのは、浦戸が当時の海上交通にとって重要な港であったからだといえよう。

勘合船が寄港した下田

浦戸のほかに中世土佐における要港としては、下田があり甲浦があった。下田は前述の通り、勘合貿易船の寄港地と目されており、また甲浦は古代からの土佐の「海の玄関」として、畿内と密接な関係があった。その点について下村効



「真如堂縁起絵巻」に見る遣明船

の「泉州堺と土佐」(清文堂刊「高知の研究」2所載)が綿密な論考を加えている。

勘合船の土佐寄港は、「大乘院寺社雑事記」に記されているが、寄港した土佐の港は明記されていない。下村は「大乘院寺社雑事記」の筆者尋尊の甥が、応仁の乱を避け中村に下向した一条教房である。尋尊の土佐に関する記述は、しばしば一条所領の幡多庄からの情報に基づいている。尋尊が単に土佐と記すときは幡多庄を指す例がある。従って勘合船寄港の土佐も幡多庄とすれば中村の外港下田であった。「可能性が極めて大きい」と述べている。

要港だった？洲崎

「泉州堺と土佐」は、両地の密接な関係を総合的に論考したもので、港関係の記述のみを追うと、論旨を損なう恐れもあるが、勘合貿易船以外にも中世土佐の海運史にとって注目すべき知見があるので引用しておきたい。その一つは、洲崎(須崎)についての次の記述である。

前略 港町洲崎(現須崎)は、この興津と猪尻のほぼ中間にあり、平安末期の康和2(1100)年、この地に設定された京都鴨神社社領津野荘、荘頭の港町である。この港は恐らく鎌倉時代からその態をなし、室町時代には津野荘の地頭津野氏の支配下にあったことが明らかになり、五山詩僧景徐周麟はこの港を「要津」と称えている。また、文明19(1487)年、この町の大寺大善寺に鰐口を献じた大旦那に「刀祢夜叉丸」なる者がいるが、これは天正期には確かめられるこの港の「問」の前身とみてよく、京都鴨社への年貢輸送を担当した浦の有力者であろう。

土佐屈指の良港であり、その地頭津野氏が中世土佐の名族として古くから注目されているにも拘わらず、この港町洲崎は土佐中世海運史上、全く無視されたまま近年に至っていった。後略

続いて「しかし、この洲崎にも天文5(1536)年、堺の商人が下向していることが判明

した」と伊勢神宮文庫蔵「四国土佐日記」によつて既に常設市場があったとみて「ここに洲崎湾岸平野と新莊川の河谷、そのさらに北に広がる四万十川上流地帯を含む津野莊唯一の物資の集散地としての港町洲崎を核とする地域経済圏が想定される」としている。現在、須崎港が重要港湾として、また貿易港として県下最大の貨物取扱量を誇っているのを見ると、その指摘には、うなずけるものがある。

田村遺跡に環溝屋敷群跡

中世土佐の道、港について述べてきたが、これらの道、港で互いに結ばれていた莊園、名などについての土木関係の史料、遺構も、かつてはほとんど見あたらなかった。ところが、第1章で述べた通り、ジェット化のための高知空港拡張整備工事に伴う田村遺跡の発掘調査で、縄文〜近代の複合遺跡が発掘され、その中には中世の環溝屋敷群遺構があり、当時の建築様式、規模などを知ることができた。

運輸省第三港湾建設局高知港工事事務所刊「翔ばたけ南国の空に 高知空港整備録」所載・高知県教育委員会の「田村遺跡群の発掘調査」によると、検出された環溝屋敷は、溝による区画が歴然としているものから若干不明瞭なものまで、計31区画。14世紀代に成立したものもあれば、17世紀代に廃絶したものもあり、かなり大きな時間的幅をもっているという、以下は、同レポートの要約である。



田村遺跡からは中世の環溝屋敷跡も発掘された
県教育委員会提供

屋敷を囲む溝は、幅1・00m、深さ0・40m前後を標準とし、全長は100mを超えるものもある。溝は、建物群の四方を囲む形のものやU字状のものあるいはL字状を呈するもの等様々である。しかし、溝の方向は、ほぼ古代の条里方向に一致しており、また、溝によって囲まれた区画内の単位面積は、300㎡代から1900㎡代まで多様であるが、1000㎡を超えるものが15区画もある。なお、溝には、一つの環溝屋敷内をさらに細分する形の小溝もある。

堀立柱建物群は、棟方向が環溝の方向とほぼ同一であるものが多数を占めており、そのうちの大半は環溝と同時期に存在していたも

のと考えられる。これらの溝併行の掘立柱建物跡は、大小合わせて378棟確認されている。単純計算では、1区画当たり約12棟の建物が構築されていたことになるが、建物は幾度かの建て替えがなされており、実際には、母屋、炊事場、納屋、倉庫、馬屋等数棟の掘立柱建物が一時期に存在していたものと考えられる。また、各建物の単位面積も5㎡未満のものから70㎡を超えるものまであり、規模的にも差異が著しい。その中で、35㎡以上の面積を有する建物は33棟確認されているが、これらの大半は母屋と目されるものである。

ところで、31区画の環溝屋敷のうち16区画の屋敷において、井戸が1基ずつ検出されている。井戸は石組のものが圧倒的多数を占め、直径1・00m内外で、深さは3・80m前後を測る。石組は、井戸底まで達し、最下層の湧水部には木製の井筒が固定されているのが通例であった。なお、井戸は、16基のうち11基が屋敷内の南東部に構築されており、北部や西部に位置するものは皆無であった。

環溝屋敷群は、大きく4時期に分類される。すなわち、14〜15世紀初頭に存続していたと考えられるもの5区画、15世紀に成立し、16世紀に廃絶したとされるもの9区画、主として16世紀に機能したものの10区画、16〜17世紀初頭まで存続したものの7区画の4群である。

（次号に続く）

土木人物伝 9

仮谷 忠男（かりや ただお）

1913～1976



建設相として本四架橋推進

1913（大正2）年5月幡多郡清水町以布利（現土佐清水市）に生まれる。1929年渭南高等学校を卒業し、以布利漁業組合に就職、1938年に同組合長となる。清水町収入役、同農業会長、高知県漁業組合連合会副会長、町会議員を経て1947年高知県議会議員に当選。4期連続当選し、議長を2期務めた。

1960年衆議院議員に当選、以後連続5選、農林、建設政務次官を歴任した。1974年12月11日第2次田中角栄内閣の改造に当たって科学技術庁長官として入閣を求められたのに対し、「適任でない」と辞退、大臣のイスなら、伴食大臣とせられようと喜んで座る政治家が多い時世だけに、新聞紙上を大いににぎわせた。

第2次田中内閣は、改造後わずか29日で総辞職、12月9日三木武夫内閣が発足、仮谷は建設大臣に迎えられる。もし科学技術庁長官として入閣していれば「29日大臣」に終わり、本県で今までのところ、ただ一人の建設大臣は、生まれなかったかもしれないのである。

ちょうどそのころ、中、四国間の多年の悲願であった本四架橋は工事凍結の憂き目を見ていた。本四架橋は、前年の1973（昭和48）年10月神戸、鳴門、児島、坂出、尾道、今治の3ルートの同時着工が決定されながら、石油危機に伴う総需要抑制政策によって、わずか1カ月後に凍結されていたのである。

仮谷は、建設大臣に就任すると、中、四国の経済、文化の発展のため本四架橋は欠かせないとして、地元優先を主張する関係各県知事に対し「3橋同時着工は情勢上不可能だが、段階的に凍結を解除し1ルートだけでも早期着工を」と粘り強く説得し続けた。その上で三木総理の了解も取り付け、児島、坂出ルート（瀬戸大橋）の完成と大三島橋、大鳴門橋、因島大橋の3橋同時着工いわゆる「1ルート3橋」方式で着工にこぎつけた。建設大臣在任はわずか1年余であったが、歴史に残る大英断であった。

このほか、四国横断自動車道（高速道路）の着工推進、本県で連続した台風による大災害の復旧に対する激甚災害対策特別緊急事業が初めて認可されたのも、仮谷の働きに負うところが大きかった。

1975年12月本四架橋工事で最初の大三島橋の起工式に出席し、寒風の中で風邪をひき、就任以来の過労もあって持病のぜんそくが悪化、年明けた1976年1月現職のまま急逝した。本県にとっても建設業界にとっても惜しい政治家を失った。62歳、正三位勲一等旭日大綬章が授与された。

「高知縣土木史」

（1998年） 社団法人 高知県建設業協会発行）より引用

「コンクリート構造物の

補修技術の現状」

今月号から、「コンクリート構造物の補修技術の現状」を連載いたします。

高知県建設業協会
技術アドバイザー 宮田 隆弘

セメントを水で練り混ぜると水和反応が起こり、だんだん固まっていく。この原理によってコンクリートが造られるようになった。ポルトランドセメントの製法がイギリスの「Aspdin」によって確立されてから約170年が経っている。

コンクリートは、人間の生活を効率良く快適にするための社会基盤施設として、誰もが恩恵を受けるようになり、私たちの日常生活に欠くことのできない社会資本の一翼を担うようになっている。

何がコンクリートを、これほどまでに魅力づけ、産業社会、都市基盤および居住基盤の構築に必要な材料にしたのだろうか。これらの理由に挙げられることは、他の生活周辺の材料に比して、強度、耐久性に富み、日常の利用において、希望する形状の構造物を自由に作ることができる施工性にもあると思われる。

翻つて、戦後のわが国の高度経済成長期に当たる1955年～1970年頃に整備された社会資本である土木施設は、更新期を迎え、維持・管理の必要な時代に变化しつつある。しかし、今、殆どの自治体では、更新の維持管理が財政上の負担となつてきている。コンクリートは供用年月につれて劣化が進み、1日でも早い補強対策¹⁾によって施設の延命化が求められている。

少子・高齢化を迎えている現在、修繕を必要とするインフラをきちんと維持・管理することは、市民にとつても、他の産業を効率よく進めるためにも、重要なことである。これからの建設投資は「メンテナンス」が主流となり、技術的にも経済的にも大きな分野を占めることになる。

「メンテナンス」の更新事業は、他の新規プロジェクトのような派手さがなく、これまであまり注目されなかつた分野であり、1件当たりの仕事量も小さく、技術的にも経験が乏しく、作業プロセスには注意が必要である。特に更新事業では、工事の全体を見通したインフラマネジメント、リスクマネジメントが求められるところである。

本稿では、コンクリートの劣化に関して、補修に当たり要求されることと、併せて事前の劣化防止に備えようとするものである。

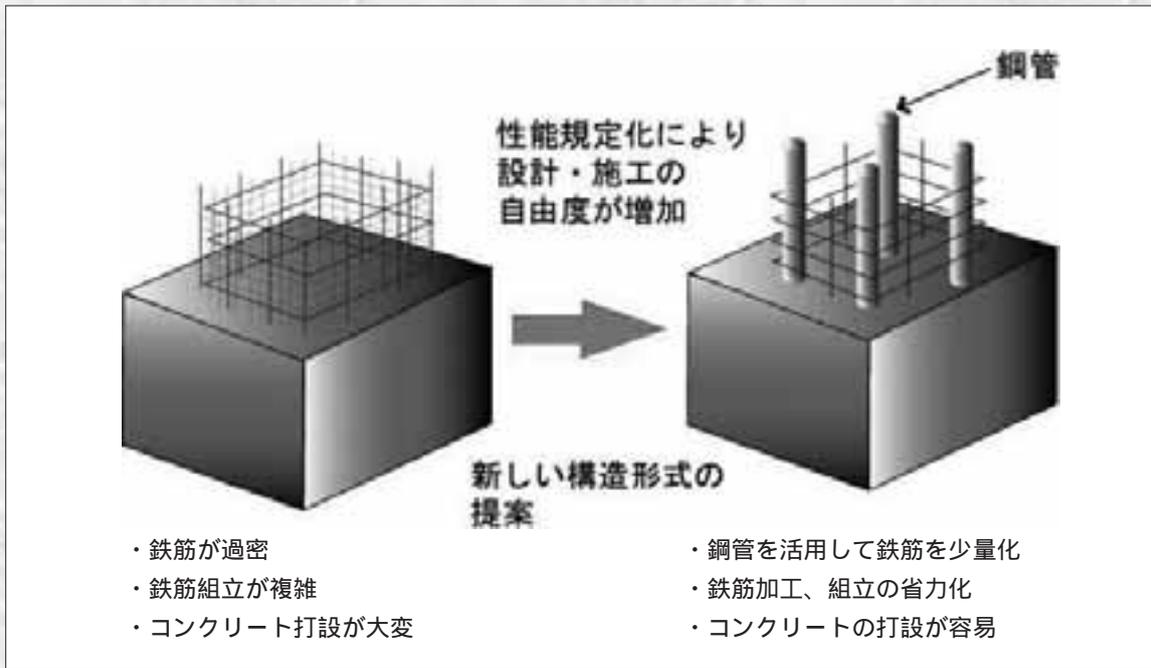
- (1) まず、劣化に至る経過を調査し、原因の追求に努める。
- (2) 劣化の予測のため、原因がある程度わかれば、劣化の程度を調べる。
- (3) 今後の供用期間を念頭におき、補修工法を検討する。
- (4) その上に立つて劣化抑制の予測評価を行う。
- (5) 構造物の劣化現場は危険な場所が多いので、リスクマネジメントに留意し、環境の負荷を抑制する工法を採る。

上記の調査・検討から得られた知見から、内部鉄筋の腐食、ひび割れ、剥離、変色および部材耐力の低減などの劣化現象と、施工不良が影響したと思われる劣化機構について調べることにした。

1.1 仕様規定から性能規定へ

- (1) コンクリート構造物の性能を維持するため、示方書（仕様書）等に記載された事項を順守することにより、安全性、強度、耐久性、美観などの特性値が必要な基準値を確保できるようにしようとする。以前は厳しい規制がなければ住宅・建物が弱くなり危険性があつたが、現在では工法・技術の開発が進み、規制の必要がなくなりつつある。逆に、ややもすると規制することが技術開発を阻んだり、多様化する消費者のニーズに追いつかなくなる要因にもなっている。したがって、仕様規定で規制を強めると、かえって無駄が増す場合も出始めている。

仕様規定は、耐震性や



性能規定化の効果イメージ

(2) これに対して、「性能規定」、「性能照査設計」といった言葉が聞かれるようになってきた。生産者から消費者に対して性能を表示し、生産者側の提案を保証するという考え方である。消費者にとっては、必要とする性能を多くの種類の範囲から選ぶことができるので、高いグレードを得るとか、また、不用なアタッチメントの性能を省いてコスト削減をするなどの選択の自由が広がってくる。

性能規定は、定められた強度、耐久性、構造条件、デザインなど制約をみたせばよく、設計から施工までの自由度が広がり、新技術が可能になる。

1.2 水

セメントは水を加えて練ることにより流動化し、ある形をなし硬化する。セメントは水和して硬化するが、一般にセメントが水和に必要な水量より多くの水を加えて作業している。水和に必要な水以外の余剰水はセメント硬化体に悪い影響を与える場合が多い。

硬化体中の水の役割を述べると、セメントの粉末は空気と接解すると空気中で水分と反応し、硬化しようとする。これがセメントの風化の原因となり、練り混ぜ前にこのような現象が起これば、セメントの比重（密度）が下がり、強度の低下につながる。

コンクリート練り混ぜ水を少量で効率よくするには、凝集しているセメント粉体を水によく分散させることが必要である。水の分散力が練り混ぜの鍵となる。

セメントにおける水は、水の有する反応性、溶解性、粘性など特性によって、セメントの性質に大きな影響を与えることになる。

「コンクリートに用いる水は、有害量の油、酸、アルカリ、塩類および有機物を含まない清浄なものなければならぬ。また、鉄筋コンクリートには、海水を用いてはならない」とコンクリート標準示方書に規定されている。



海水

○玉木大祐氏が労務委員長に就任

北村前労務委員長の辞任に伴い、新委員長に玉木大祐氏（高陽開発）が労務委員会の全会一致で選出されました。任期は26年の改選まで。

玉木氏は、平成20年度から労務委員、24年度から副委員長を務めていました。

なお、副委員長の玉木氏が委員長に就任したことに伴う、副委員長の補欠選任は見送られました。

○支部長会 視察研修

9月26日から9月28日に、各支部長、各支部事務局、本部事務局の合計22名が、和歌山・三重県視察へ参加いたしました。

視察先は、和歌山下津港、湯浅広港津波防波堤、濱口梧陵記念館津波防災教育センター「稲むらの火の館」です。

和歌山下津港では、近畿地方整備局 和歌山港湾事務局から防波堤の動き方や構造等の詳細説明を受け、建設中の直立浮上式防波堤を見学。支部長からは様々な質問が飛び交い有意義な視察となりました。

また、湯浅広港津波防波堤では和歌山県有田振興局河川課から図を交え説明を受けました。

さらに、稲むらの火の館では、津波防災に関する映像、体験コーナーや資料などを見学し、改めて津波の怖さを体感しました。



○高知工業高校のインターンシップを実施

実施状況は次の通りです。ご協力いただいた皆様ありがとうございました。

実施日：8月19日から23日（内4日間）

支部名	受入企業	工 事 名	工事場所	生徒数
高知	(株) 寿 工 務 店	江ノ口川住宅宅地基盤特定治水施設等整備工事	高知市海老ノ丸	2名
	大 旺 新 洋 (株)	本江田川排水機場地震高潮対策工事	高知市介良乙	2名
	東 山 建 設 (株)	県道高知南インター線社会資本整備総合交付金工事	高知市五台山	2名
	ミタニ建設工業(株)	高岡太陽光発電所	土佐市高岡町	1名
伊野	(有) 土 佐 土 建	辺地対策事業市道四反田田中線道路整備工事	土佐市谷地	1名

○人事異動

坂本 三賀（臨時職員） 9月2日付け新規採用（産休代替要員）

協会行事一覧

7月

日	曜日	項目
1日	月	正副会長会 (1) 行事予定について (2) 参議院選挙への対応について (3) 建設会館の運営について (4) 建設会館株式の売買について (5) 高知新聞防災企画への協賛企画について (6) 協会シンボルマークについて (7) 各支部・部会対抗ゴルフ大会について (8) 土木委員会の協議事項について (9) 報告事項について ①公共工事の動向について ②下水道部会について (10) その他 ①コンプライアンスの徹底に向けた取組みについて ②四国の8の字ネットワーク整備・利用促進を考える会について ③事務局（土木部会）の夏季休暇について
7日	日	第25回浦戸・七河川一斉清掃
8日	月	支部長会 (1) 視察・研修について (2) 業界を取り巻く諸情勢について (3) その他の議題について
22日	月	災害時用衛星携帯 県協会本部と支部の発信受信訓練
26日	金	女性部総会



協会行事一覧

8月

日	曜日	項目
5日	月	正副会長会 (1) 行事予定について (2) 建設会館について (3) 建設会館株式の売買について (4) 四国建設業協会連合会 要望事項について (5) 全国建産連会長会について (6) 建設技能労働者の賃金水準確保のための調査について (7) 協賛広告について (8) 土木委員会について (9) 労務委員会について (10) 高知県災害廃棄物処理計画について (11) 報告事項について ①参議院選挙の結果について (12) 訓練協会・建設短大について (13) 報告事項について ①公共工事の動向について ②下水道部会について ③高知工業高校インターンシップについて ④建設工事入札・落札情報公表状況に関するアンケートについて ⑤建設技術者の為のスキルアップ研修について ⑥雇用管理研修について (14) その他
8日	木	88クリーンウォーク
12日	月	建築委員会
20日～ 23日	火～金	高知工業高校 インターンシップ
29日	木	土木委員会



協会行事一覧

9月

日	曜日	項目
6日	金	建設業振興センター「雇用管理研修」
8日	日	建設業経理士検定
12日	木	四建連 会長会
13日	金	支部訪問 室戸・安芸支部 支部訪問 南国・嶺北支部
17日	火	正副会長会 (1) 行事内容について (2) 建設会館取締役会の買い取りについて (3) 建設会館株式の買い取りについて (4) 建設関係殉職者慰霊祭の開催について (5) 公明党「団体の皆様から意見を聴く会」について (6) 三石文隆「県政報告会」について (7) 報告事項について ①公共工事の動向について ②労務委員の交代について ③適切な賃金水準の確保等の取組み状況に関する調査結果 ④叙勲・褒章候補者について ⑤災害時の優先電話について ⑥県内各市町村の入札結果公表状況について (8) 土木委員会について (9) 支部訪問について (10) その他 防犯パトロール
18日	水	労務委員会 (1) 25年度の活動計画について
24日	火	建設会館 第2回取締役会 (1) 自己株式買取り(案)について ①建築部会保有の株券の整理(案)について (2) 建設会館の今後について (3) その他
26日～ 28日	木～土	支部長会 視察研修

建設関係事業者の皆様へ

四国地方整備局発注者綱紀保持規程(マニュアル)について

- 四国地方整備局では、発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的として、「四国地方整備局発注者綱紀保持規程」(以下「規程」といいます。)を定めています。
- 本資料は、規程の運用方法、具体的事例等を定めた「発注者綱紀保持マニュアル」について、関係事業者の皆様にご覧いただきたいポイントを抜粋・整理したものです。
※規程、マニュアルは、四国地方整備局ホームページ(<http://www.skr.mlit.go.jp/>)の「コンプライアンスの取組」コーナーからご覧いただけます。
- なお、本規程は、四国地方整備局の発注事務に対する国民の信頼を確保するために当整備局の職員が守るべきルールを定めたものであり、国民の疑惑を招かない方法による情報収集等まで制限するものではありません。
事業者の皆様におかれましては、このルールをご理解いただいたうえで、引き続き適正な情報交換等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成 25 年 9 月

四国地方整備局

お知らせ

【四国地方整備局発注者綱紀保持マニュアル】より ＜関係事業者の皆様にご覧いただきたいポイント＞

1. 目的

- ・四国地方整備局発注者綱紀保持規程を制定した目的は、発注事務に対する国民の信頼の確保
- ・そのためには、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持を図ることが必要

Q	発注事務の範囲に含まれる業務はどこまでですか。
A	発注事務とは、①発注計画 ②仕様書・設計書の作成 ③積算業務 ④予定価格書作成 ⑤入札・契約方式の選定 ⑥事業者の選定・審査 ⑦入札 ⑧契約 ⑨監督・検査 ⑩評定 ⑪支出までの一連の業務全てが含まれます。

2. 事業者等との応接方法

- ・発注担当職員は、事業者等に対し公平かつ適正に接しなければならない。
- ・応接方法は、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。
- ・上記応接方法による対応ができない場合には、事前に所属長等の承諾を得ることが必要
- ・国土交通省の職員であった者(OB)は、肩書きにとらわれず「事業者等」に該当
- ・発注担当職員は、常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意し、問合せ等について必要な情報を提供する等適切にこれを処理しなければならない。

本規定の趣旨は、事業者等との応接について、行政を遂行する上で有益かつ必要な情報の入手に支障をきたすほどに面会を制限するものではなく、面会する際に国民の疑惑や不信を招かないように、公平、適正、適切な方法で行わなければならないということです。

事業者等との対応にあたっては、相手が利害関係者であることをわきまえた対応を心懸け、また、可視化された状況での対応により「不正な行為を行っていない」ことを示し、国民の疑惑や不信を招かないよう努める必要があります。

Q	事業者等には議員は含まれないのでしょうか。
A	事業者等には、議員、他省庁、本省、他地方整備局等の職員、地方公共団体の職員は含まれません。また、四国地方整備局の現職職員も含まれません。 ただし、「不当な働きかけ」を行う主体としては、事業者等だけでなく、四国地方整備局以外の国土交通省の職員若しくは他府省の職員等も対象となることに留意が必要です。
Q	発注事務の打合せにきた事業者等との対応は、どのようなことに気をつければ良いのでしょうか。
A	受付カウンター、応接机等のオープンな場所で複数の職員により対応してください。なお、当該方法による対応ができない場合には、事前に所属長等の承諾を得るようにしてください。 所属長等の承諾については、例えば、共有フォルダに打合せ予定及び原則どおり対応できない旨を掲載し、予め所属長が確認できるような場合は、承諾があったものとして取り扱っても構いません。この場合打合せ記録簿により、対応した内容を所属長に確認してもらっておくことが望ましいでしょう。
Q	契約手続等、一人でやるものもありますが。
A	契約に基づく提出書類を単に受領するような場合であって、かつ、受付カウンター、応接机等のオープンな場所に対応するのであれば、事前に所属長等の承諾を得ることなく一人で対応しても構いません。しかしながら、オープンな場所以外の場所に対応する場合には、事前に所属長等の承諾を得ることが必要となります。
Q	個室での応接は、どのようにすれば良いのでしょうか。
A	個室であっても執務室における対応と同様です。なお、事業者等から受ける社交辞令等の短時間の挨拶であれば、オープンな場所に対応するのであれば、1人で対応しても差し支えありません。それ以外の場合には、ドアをオープンにし、他の職員を同席させて対応するなど、国民の疑惑を招くことのないようにしなければなりません。相手が利害関係者であることを十分にわきまえた対応が必要です。

Q	国民の疑惑や不信を招かないためには、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により行う以外にはどのようなことに注意すればよいのでしょうか。
A	特に理由がないのに頻繁に特定の事業者等と会ったりすることは、国民の疑惑を招く恐れがあります。
Q	退職者との応接についてはどのようにすればよいのでしょうか。
A	退職者についても、他の事業者等と同様に、相手が利害関係者であることを十分にわきまえ、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応を行ってください。なお、退職者へは、他の事業者等以上に国民から強い疑惑が向けられることを踏まえた対応が必要です。
Q	必要な情報を提供する等「適切に処理」とありますが、どのように対処すればよいのですか。
A	必要な情報とは、発注事務に係る「公表された」情報です。問合せ等に対しては、閲覧制度、ホームページ等の公表方法を情報提供する等、適切に処理してください。

3. 不当な働きかけに対する対応

・「不当な働きかけ」とは、四国地方整備局職員に対して行われる事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省の職員等からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するもので、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある行為

・四国地方整備局職員は、不当な働きかけではないかと思われる行為を受けた場合は、所属長等を經由して所属部長等及び発注者綱紀保持担当者(適正業務指導官)へ報告

・発注者綱紀保持担当者は、速やかにコンプライアンス推進室長及び局長に報告

・所属部長等及びコンプライアンス推進室長は、事情を聴取等のうえ、不当な働きかけに当たるかどうかの判断及びとるべき必要な措置に関し局長に意見を述べ、局長は、不当な働きかけを受けたと認めるときは必要な措置を講ずる。

・局長は、発注者綱紀保持担当者からの報告について、推進本部等に報告するとともに、不当な働きかけを受けたと認めるものについて、内容、対応状況等を随時又は定期的に公表

職員は、事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省職員等から不当な働きかけと思考する行為を受けた場合の対応として、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めることを定めています。

「不当な働きかけ」に該当するか否かは、具体的には個別の案件ごとに判断することになりますが、具体的な例示としては次のようなものが考えられます。(以下の例はあくまでも一例にすぎません。)

(1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

- 例① 特定の事業者等が入札へ参加できるよう、分割発注の実施や予定価格の引き下げを要求する行為
- 例② 特定の事業者等が入札へ参加できるよう、競争参加資格要件の設定を要求する行為

(2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

- 例① 特定の事業者等が受注できるよう、発注方法を随意契約にするよう要求する行為
- 例② 特定の事業者等が受注できるよう、他の事業者等が参加できない競争参加資格要件の設定を要求する行為

(3) 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格(これらを推測できる金額を含む。)に関する情報漏洩要求行為

- 例① 非公開又は公開前の予定価格を教えるよう要求する行為
- 例② 非公開又は公開前の予定価格を推測できる金額を示唆する(又は、ほのめかす)よう要求する行為

(4) 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為

- 例① 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教えるよう要求する行為
- 例② 入札参加者数又はJVの組み合わせについて教えるよう要求する行為

お知らせ

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

例① 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為

例② 特定の事業者等の製品のみが適合するよう仕様書を作成するよう要求する行為

例③ 検査、評定等において事業者等に有利な結果とするよう要求する行為

例④ 秘密とされている情報や資料を特定の事業者等に対して漏洩するよう要求する行為

Q 「不当な働きかけ」は、直接面談によりなされた場合のみ対象となるのでしょうか。

A 規程では、「不当な働きかけ」の手段、方法等については特に決めていませんが、面談、電話、手紙、ファクシミリ、電子メール等の方法や、勤務時間の内外であることを問いません。

Q A社の営業担当者から来週入札がある業務について、「予定価格は〇千万円ではないか。当たっていたらうなずいてほしい」と求められた場合、「不当な働きかけ」に該当するのでしょうか。

A 事業者等から非公開又は公開前の予定価格について教えるよう要求する行為や推測できる金額を示唆するよう要求する行為は、不当な働きかけに該当します。

Q 相手方が、要求行為が「不当な働きかけ」に該当するおそれがあると気づき、要求を取り消した場合は、「不当な働きかけ」に該当しないのでしょうか。

A 相手方が要求を取り消したか否かにかかわらず、その要求が「不当な働きかけ」に該当するかどうかの判断は、最終的に局長が行うこととなりますが、仮に、「不当な働きかけ」に該当すると判断されたとしても、要求を取り消した場合は、不当な働きかけを「受けた」ことにはならないものと考えられます。

Q 事業者等から発注計画に関する問い合わせがあり、口頭による対応を行った。対応後、振り返って考えると不当な働きかけに該当するよう思える場合、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 仮に、何らかの対応を行った後でも、事業者等からの行為が不当な働きかけに該当すると思われる場合は、1人で悩まずに、速やかに所属部長等及び発注者綱紀保持担当者まで報告を行ってください。

Q 不当な働きかけが記録、公表されることは、相手方に必ず伝えなければならないのでしょうか。

A 例えば、不当な働きかけを一方向的に要求し、職員の説明を聞かず立ち去る場合等、不当な働きかけが行われた状況や方法によっては、相手方に記録、公表されることを伝えることが不可能なケースもあるため努力義務としています。

Q 不当な働きかけと思料される行為があった場合には、記録簿に記録するとなっていますが、不当な働きかけかどうか判断ができない場合があります。どのようにしたらいいのでしょうか。

A 「不当な働きかけ」の定義は、「個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為」ですが、例えば、教えるよう求められた内容が秘密情報かどうか分からないなど、その場ですぐに判断できないような場合には、1人で悩まずに早く上司や発注者綱紀保持担当者に相談し、アドバイスを受けてください。その結果、不当な働きかけと思料されれば、記録簿を作成し、速やかに所属長等を経由し所属部長等及び発注者綱紀保持担当者にメール等で報告してください。

Q 不当な働きかけを行った事業者等に対してはどのような措置が講じられるのでしょうか。

A 発注者綱紀保持規程は四国地方整備局職員を対象としているため、「不当な働きかけ」を行った事業者等に対する措置は定められていません。しかしながら報告の内容によっては、例えば、入札談合に繋がるものである場合には公正入札調査委員会へ報告するなど必要な措置を講じることとなります。

Q 不当な働きかけの公表にあたっては、個人名や会社名まで公表されるのでしょうか。

A 個人名や会社名については、情報公開法に準じて判断すると公開の対象とならないと考えています。

設計金額を上回っても契約できる制度(協議合意方式)を試行します

NEXCO西日本（大阪市北区、代表取締役社長：石塚由成）は、円滑な事業執行を図ることを目的として、平成25年10月1日以降発注を行う一部の工事を対象に、最低入札金額が当社設計金額を上回っても入札者と協議し、審査のうえ契約できる制度を、指名競争入札により期間を限定して試行することとしましたので、お知らせします。

当社発注工事においては、入札の不落札、不成立（以下「入札不調」といいます。）が増加傾向にあります。平成24年度は約20%が入札不調となっており、平成25年度に入ってもこの傾向は継続しています。

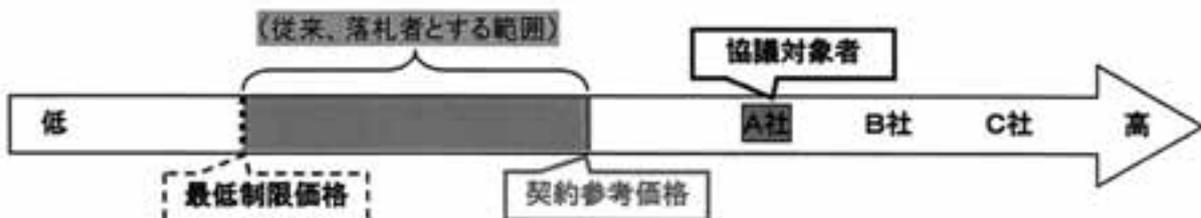
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
発注工事件数(競争入札・250万円超)	270	374	486
入札不調発生件数	15	46	94
入札不調発生率	6%	12%	19%

こうした状況に対応するため、最低入札金額が当社設計金額を上回った場合でも、最低入札金額の入札者を協議対象者として協議し、当社設計金額を上回ることの合理性及び妥当性を審査のうえ当該入札者と契約できる制度を、指名競争入札により工種・期間等を限定して試行します。

本制度により、個々の現場状況等に見合った金額で契約できることや落札者の決定が迅速に行えることで、入札者の負担軽減に寄与することを期待しています。

なお、試行期間は今年度内を目途としていますが、運用状況を踏まえて検討していきます。

＜参考：新たな制度導入による落札者の決定方法＞（例：最低制限価格を設定する場合）



（本制度においては、当社設計金額「契約制限価格」を「契約参考価格」とします）

この件に関するお問い合わせは、

NEXCO西日本 広報課 田中、榎塚 TEL:06-6344-7410(マスコミ専用)

皆 様 へ

当協会では、建設業のコンプライアンス徹底を図るため「コンプライアンスに関する相談窓口」と「公益通報連絡窓口」を設置しております。

ご利用に当たっては、それぞれの取り扱い要領をご確認いただきますようお願いいたします。

(一般社団法人 高知県建設業協会)

「コンプライアンスに関する相談窓口」

1. 利用者の範囲

会員・非会員を問わない

2. 相談の内容

各種法令・規則・制度等に関するもの

(お問い合わせ先)

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

高知県建設業協会事務所

TEL (088) 822-6181

FAX (088) 823-5662

受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）8：30～17：00

「公益通報連絡窓口」

1. 利用者の範囲

- (1) 会員（法人にあってはその役員及び従業員）
- (2) 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

2. 通報の内容

当協会員の独占禁止法等法違反行為及び当協会が策定した「行動憲章」に反する行為。

3. 通報受付の対象外となるもの

- 個人的なトラブルによるもの
- 業務外の私生活上の違反等
- 誹謗・中傷に該当するもの
- 専ら個人の利益を図ることを目的としたもの
- 具体的根拠に乏しいもの

4. 通報者の保護

通報者に対する不利益取り扱い等は禁止されています。また、通報者情報や通報内容・調査結果等の情報は、秘密として取り扱われ、通報処理以外の目的では使用されません。

5. 通報者への連絡

お送りいただいた通報につき調査を開始するか否かを決定した際には、通報を受け付けた窓口よりご連絡いたします。また、通報対象事業の確認や調査の為、公益通報取扱事務所の責任者よりご連絡し、詳細をお伺いする場合があります。

その他

- (1) 通報にあたっては、公益通報取扱要綱をご一読願います。
- (2) 通報者の氏名及び連絡先が不明な場合は、原則として受付できません。
- (3) 通報事実を裏付ける資料、証拠があれば、通報時にご提出・ご連絡ください。

(通報先)

■面談・電話※・ファクシミリ

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

高知県建設会館3階 「公益通報取扱事務所・倫理委員会事務室」

TEL (088) 821-9779

FAX (088) 821-9719

受付時間：火曜日、木曜日（祝祭日除く）10：00～16：00

※電話での通報に関しては、録音させていただきますので、ご了承ください。

■書面郵送

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

一般社団法人高知県建設業協会 「倫理委員会事務担当者」あて

最低賃金改正のお知らせ

- 高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、平成25年10月26日から施行することとしました。
- この決定により、平成25年10月26日以降分として労働者に支払う賃金は、

1時間

664円以上

としなければなりません。

◎最低賃金についてのお問い合わせ先
高知労働局（賃金室）
又は、最寄の労働基準監督署

TEL 088-885-6024

お知らせ

(公財) 建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済保険加入促進月間 実施に向けて!!

「リフレッシュ&スタート!!」

共済団は、保険業法の改正を受けて、厚生労働省と国土交通省の両省より「特定保険業」の認可を取得し、本年4月1日から、公益財団法人として、従来の共済制度と同様の「建設共済保険」をスタートさせました。

本年も引き続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施します。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済保険の加入促進を図るとともに、すでに建設共済保険に加入している保険契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動を行います。

《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約2万5千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



キャッチコピーの「リフレッシュ&スタート!!」は、本年4月1日より、公益財団法人として、従来の補償内容と変わらない「建設共済保険」を開始したが、周知、従業員代表者の同意等、働く人々にとってより一層充実しリフレッシュされた制度内容であることをアピールすることにより、事業主に「建設共済保険」への加入を促していきます。

〈共済団ホームページ〉資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 高知県建設業協会 TEL 088-822-6181

(公財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

建退共は50th もうすぐ

それぞれの時代
確かな退職金

1964
1968
1970
1987
1988
1991
2002
2012
2013

手帳は定期的に確認しましょう

建退共は建設業で働く労働者のための退職金制度です。 制度説明動画 配信中!

建設業界の皆様へ

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は
一日 310円
(加入労働者ひとり)

建退共への加入のおすすめ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です

- 17万建設事業所が加入、295万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で212万件、1兆4,841億円の退職金をお支払いしています。

(平成25年3月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

- ◎法律に基づき運営される国が作った制度
- ◎建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
- ◎国からの財政上の支援
(国の助成により掛金の一部が免除)
- ◎便利な提携施設の割引サービス

特長

- ◎掛金は全額非課税
(損金または必要経費に算入できます)
- ◎複数の企業間を就業しても通算して退職金を支給
- ◎加入の手続きは簡単
(各都道府県の建退共支部で加入)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 〒170-8055東京都豊島区東池袋1丁目24番1号(ニッセイ池袋ビル)
建設業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2866(ダイヤルイン) FAX 03-6731-2895

建退共のホームページを
ぜひ、ごらん下さい

建退共

検索

第9話 かなった夢、かなえない夢

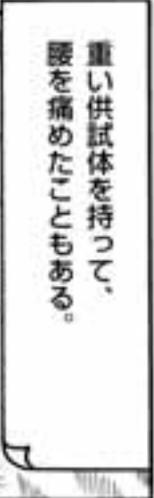


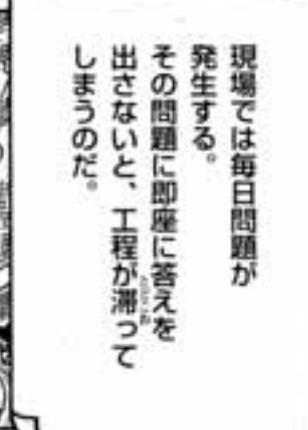
平成13年度(社)全国建設業協会会長賞
近藤真矢さんの作品をもとに
脚色を加えたものです

画 しほま のぼる



※アムスラー アムスラー型動力計を接続した、コンクリート圧縮試験機









生活習慣を見直しましょう⑦



暑い夏が終わり、ようやく過ごしやすい秋がやって参りました。食欲の秋、読書の秋、運動の秋、芸術の秋、いろいろなことに行動するいい季節です。いろいろと行動すると、そのぶんエネルギーを使います。そこで、今回の高建では、「身体活動とエネルギー代謝」にスポットを当てます。日常生活活動でのエネルギー消費や、どのような人が肥満者になりやすいか、といったポイントをe-ヘルスネットからご紹介いたします。

(「高建」編集担当者会事務局)

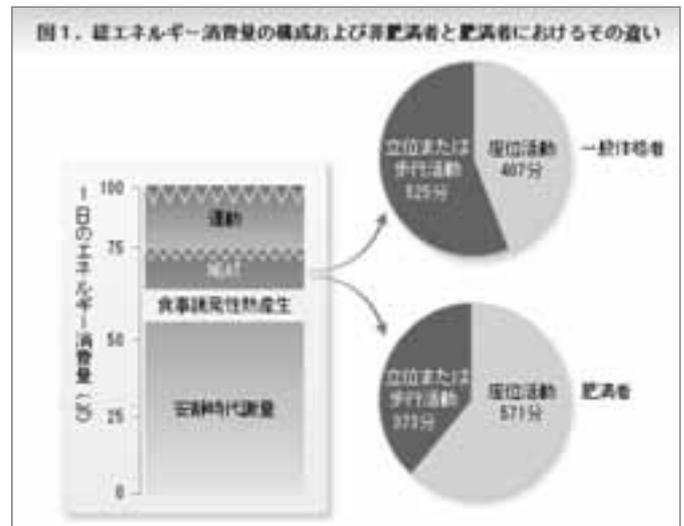
身体活動とエネルギー代謝

身体活動によるエネルギー消費は、運動によるものと、家事などの日常生活活動が該当する非運動性身体活動によるものの、大きく2つに分けることができます。個人差がありますが、標準的な身体活動レベルの人の総エネルギー消費量（24時間相当）のうち、身体活動によって消費するエネルギー量は約30%を占めます。

総エネルギー消費量（24時間相当）は、大きく基礎代謝量（約60%）、食事誘発性熱産生（約10%）、身体活動量（約30%）の3つで構成されています。そのうち、基礎代謝量は体格に依存し、食事誘発性熱産生は食事摂取量に依存するため、個人内での変動はあまり大きくありません。総エネルギー消費量が多いか少ないかは、身体活動量によって決まります。

身体活動量は、運動によるものと、家事などの日常生活活動によるものの、大きく2つに分けることができます。身体活動量に占める両者の割合は、運動を習慣的に行なっているかどうかによります。ただし、運動を習慣的に行なっていないくても、畑仕事や家事などによる身体活動が多い場合もありますので、一概に運動を習慣化している人のほうが、身体活動量が多いとは言いきれません。

近年、家事などの日常生活活動が該当する、非運動性身体活動によるエネルギー消費、別名NEAT（non-exercise activity thermogenesis）と肥満との関連が注目されています。Levine et al. は、肥満者と非肥満者を比べると、肥満者は歩行なども含めた立位による活動時間が、平均で1日約150分も少なかったと報告しました（図1）。つまり、なるべく座位活動を減らして、家事などの日常生活活動を積極的に行なうことも、肥満予防のキーポイントといえます。



（出典：Ravussin E. A NEAT Way to Control Weight- Science, 530-531, 307, 2005）

1回の身体活動で消費されるエネルギー量は、体格、活動強度、活動時間によって決まります。つまり、体格の大きい人が、高い強度で、長時間行なうほど、エネルギー消費量は多くなります。また、身体活動中にエネルギー源として使われる糖と脂肪の割合は、強度によって変化し、強度が低いと脂肪を使う割合が増え、強度が高いと糖を使う割合が増えます。ただし、活動後も身体を回復させるために代謝亢進は続いています。その際、高い強度で身体活動を行なった後は、活動中に使われた糖を肝臓や筋肉に補填するため、より多くの脂肪が使われています。身体活動によってどのくらい脂肪を燃焼したかは、活動中だけでなく、その後の回復時にどのくらい使われたのかもあわせて考える必要があります。



統計資料

都道府県別許可建設業者数

(国土交通省建設業課調 平成25年3月末現在)

都道府県	大臣			知事			合計
	一般	特定	純計	一般	特定	純計	
北海道	89	78	134	18,999	2,269	20,023	20,157
青森	42	24	50	5,536	496	5,700	5,750
岩手	36	32	50	4,067	350	4,166	4,216
宮城	116	81	158	7,092	578	7,415	7,573
秋田	41	39	57	3,903	372	4,040	4,097
山形	61	54	82	4,495	388	4,638	4,720
福島	65	46	84	8,391	545	8,598	8,682
茨城	83	53	116	11,763	801	12,081	12,197
栃木	50	50	77	7,191	501	7,402	7,479
群馬	65	60	97	7,325	470	7,506	7,603
埼玉	259	160	350	22,445	851	22,860	23,210
千葉県	152	111	209	17,061	1,068	17,623	17,832
東京都	1,855	1,691	2,781	38,634	3,260	40,909	43,690
神奈川県	355	290	497	25,445	1,462	26,332	26,829
新潟	87	77	115	10,049	982	10,324	10,439
富山	90	63	112	5,068	405	5,206	5,318
石川	86	66	113	5,236	416	5,445	5,558
福井	43	43	67	3,853	458	4,039	4,106
山梨	20	16	27	3,374	316	3,530	3,557
長野	54	55	86	7,568	766	7,907	7,993
岐阜	108	94	153	8,197	677	8,474	8,627
静岡県	101	66	136	14,475	969	14,959	15,095
愛知県	394	246	516	23,876	1,526	24,624	25,140
三重	64	48	91	7,054	600	7,269	7,360
滋賀	38	38	61	5,140	503	5,369	5,430
京都	134	117	192	10,979	952	11,473	11,665
大阪府	1,032	708	1,376	33,651	2,285	34,894	36,270
兵庫県	223	216	339	17,570	1,627	18,395	18,734
奈良	35	38	60	4,641	517	4,892	4,952
和歌山	47	42	63	4,483	544	4,674	4,737
鳥取	23	14	31	2,050	254	2,125	2,156
島根	42	24	50	2,772	397	2,933	2,983
岡山	84	70	123	6,472	867	6,919	7,042
広島	182	141	255	11,146	834	11,564	11,819
山口	68	57	99	5,832	528	6,103	6,202
徳島	32	25	43	2,971	341	3,170	3,213
香川県	74	48	94	3,686	365	3,855	3,949
愛媛	46	33	63	5,265	552	5,573	5,636
高知県	10	15	23	2,766	406	2,965	2,988
福岡	292	207	386	19,407	1,833	20,450	20,836
佐賀	50	44	74	3,045	235	3,135	3,209
長門	45	37	62	4,799	491	4,987	5,049
熊本	48	48	72	6,098	713	6,449	6,521
大分	44	32	52	4,307	388	4,449	4,501
宮崎	33	28	44	4,370	468	4,578	4,622
鹿児島	46	43	64	5,293	710	5,494	5,558
沖縄	5	4	6	4,336	926	4,594	4,600
計	6,949	5,572	9,790	442,176	37,262	460,110	469,900

平成25年死亡重大災害発生状況

高知労働局労働基準局健康安全課

番号	被災者	発生日時	業種	年齢性別	事業の発生状況	災害のあらまし
1	高知	25.1.10 (19:00)	建設業 その他の建設工事	56歳 男	墜落・転落 柱脚用機具	建築中の軽体工事において、ドラッグ・ショベル(機体質量1.4トン、バケット容量0.04立方メートル、ヘッドガードなし)を4階から3階フロアへと屋内階段を使って移動させようとしていたところ、ドラッグ・ショベルが傾きめんに転落、階段の踊り場で、被災者が4階フロアの鉄骨とドラッグ・ショベルの突撃音もたれに突かれた。
2	高知	25.1.16 (11:00)	建設業 建設工事	52歳 男	墜落・落下 機具(トック)	仮設道路を設置する作業において、覆土機(2メートル×1メートル×0.3メートル、約370キログラム)をドラッグ・ショベルを用いて機上段を巻き上げ、4トン積みダンプ・トラックの荷台に積み込んだ直後、既に荷台に積みこんだ機上段が傾き、荷台にいた被災者がバンスを食って機上段について落ちたところ、積み込んだ後の機上段が落下してきて、被災者を直撃した。
3	安芸	25.2.8 (08:20)	運輸業 軽貨物自動車運送業	64歳 男	墜落・落下 車(トック)	トラック(最大積載量13、600キログラム)で丸太を運搬してきた被災者が、積み荷を降ろすために荷台の木材運搬用荷止装置のスタンション(支柱)の安全ピンを抜いた後ブレーキ操作した時機が動かないので確認したところ、一部の安全ピンが抜けていないことが判明した。 そこで、被災者がピンを抜く作業を行ったところ、スタンションが外れてワイヤーロープで束ねた丸太の突撃(直径15～25センチメートル、長さ約3メートルのものが3本、重量約5トン)が落下したため、被災者が下敷きとなった。
4	高知	25.2.11 (17:20)	建設業 住宅建設業	72歳 男	交通事故 歩行者	軽便物を搬送するため、事業場近くがストロブを点灯した電柱の横断歩道を渡っていたところ、後方から急激な進入してきた乗用車(右折してきて直進)に衝突した。
5	高知	25.1.17 (12:00)	鉱業・土石製品製造業 コンクリート製造会社	40歳 男	落下物 砕石(トック)	同僚と3人で砕石を荷台のトックに積み込んで搬送する作業中、トックが滑り出し、移動中のトックが急激なブレーキで停止した際にトックの左側をトックが巻き込まれた。
6	高知	25.3.15 (09:00)	運輸業 軽貨物自動車運送業	28歳 男	交通事故 トラック	急発を車上する途中(51キロ)、急な右カーブを曲がった直後道路を制するトックに接触、直前に信号が多量な遅延したため横断、トックは運転席から救出されたが骨折等の重傷で死亡。
7	高知	25.3.5 (18:00)	建設業 建設業	41歳・男 70歳・男 33歳・男	高圧電線の接触	鉄物架線の製造過程において、鉄線が内の材料(溶湯)が固まり固くなったため、電圧を掛けて地面に鉄線物を落とすところ、作業者と作業を見ていた3名が飛散した溶湯が鉄線の上で飛散を待たされた。

①	高知	27,629 (107,055)	公共機関乗車 警備車	公共機関 乗車(乗客) 乗車(乗客)	交通事情 発生	計開車を運転中、右カーブでバイクを乗客が乗 り出してバイクが、ガードレールに衝突し自走した。
②	徳島	26,829 (115,391)	建設業 乗用車(乗客) 乗用車	乗用車	高速道路の 接触 発生	地質調査にかかる車一台が作業中に突然事故に 巻き、大量の土を巻き起こりながら逃走、緊急車で 高速へ搬送したが、当日夜に死亡。
③	山口	25,999 (197,215)	建設業 乗用車(乗客) 乗用車	乗用車	道路・転落 発生	下ッダ・システムを運転して傾斜3メートルの県 道で急停車を繰り返していたところ、突然作業道の路 肩に接触して下ッダ・システムを巻き込み、下ッダ下 り谷に転落、搬送先の病院で約4時間半後に死亡した。

① ① 乗客乗車数、② ② 乗客乗車数、③ ③ 乗客乗車数、④ ④ 乗客乗車数、⑤ ⑤ 乗客乗車数、⑥ ⑥ 乗客乗車数、⑦ ⑦ 乗客乗車数、⑧ ⑧ 乗客乗車数、⑨ ⑨ 乗客乗車数、⑩ ⑩ 乗客乗車数

業種別発生状況（平成25年度発生件数現在に示す。発生件数および前年同期比較）

業種	建設業	運輸業	建設業	運輸業	建設業	運輸業	建設業	運輸業	合計
平成25年	1	0	4	2	0	0	1	0	8
平成24年	1	0	4	0	1	1	0	2	9
増減	±0	±0	±0	±2	±1	±1	±1	±2	±1

公共工事動向

西日本建設業保証株式会社

平成25年4月～平成25年9月(累計)の状況(前年同期比)

平成25年4月～平成25年9月(累計)の状況を見ると、件数は前年同期比26.9%増の8,954件、請負金額は同29.8%増の3,226億4,100万円となり、件数、請負金額ともに前年同期を上回った。

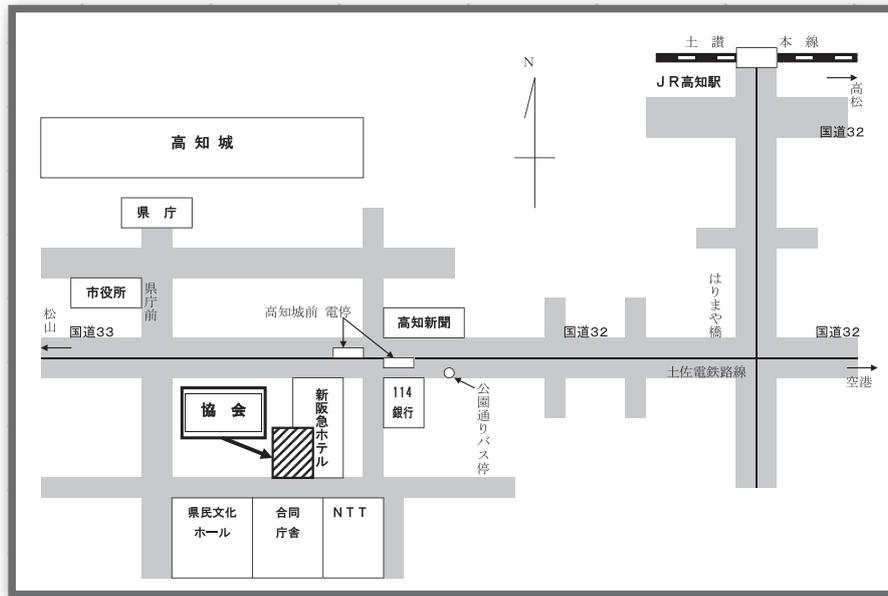
これを発注者別の請負金額で見ると、その他の公共的団体で大幅減となったものの、国、独立行政法人等、県、市町村で大幅増となった。

工事場所別・発注者別保証実績表

(単位:件,百万円,%)

		国	独立行政 法人等	県	市町村	その他の 公共的団体	合計
香川	件数	71	37	648	575	16	1,347
		前年比	118.3	119.4	108.0	115.2	114.3
香川	請負金額	6,400	7,611	23,805	18,158	2,828	58,803
		前年比	253.1	177.9	116.6	80.4	210.4
徳島	件数	204	46	1,018	946	10	2,224
		前年比	92.3	115.0	141.8	127.2	100.0
徳島	請負金額	17,650	10,945	25,268	29,426	238	83,529
		前年比	90.7	134.8	168.4	153.1	86.5
愛媛	件数	161	30	1,603	1,288	24	3,106
		前年比	130.9	83.3	140.9	113.1	96.0
愛媛	請負金額	10,757	2,012	32,118	41,587	1,990	88,466
		前年比	122.5	51.8	168.3	146.6	78.8
高知	件数	277	24	1,065	886	25	2,277
		前年比	119.4	114.3	133.5	152.2	92.6
高知	請負金額	27,308	4,219	31,906	27,383	1,022	91,841
		前年比	147.0	150.7	125.3	130.7	20.8
合計	件数	713	137	4,334	3,695	75	8,954
		前年比	112.1	107.0	133.2	124.7	98.7
合計	請負金額	62,117	24,789	113,099	116,555	6,079	322,641
		前年比	125.9	129.9	141.4	127.9	67.1

協会案内



〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15

T E L 088-822-6181

F A X 088-823-5662

一般社団法人高知県建設業協会の概要

当協会は高知県の建設企業で構成する業界団体です。

理事会を中心に、常置委員会と特別委員会を組織して運営しています。

また会員企業は、土木部会・建築部会・下水道部会の何れかに属し、その業種に応じた活動も展開しています。

平成22年4月には県内12地域に支部機能を担う団体を組織し、各支部が地域の実情に応じた取組みを積極的に推進しています。

【協会内組織】

委員会

常置委員会 (総務・労務・土木・建築・保健)

特別委員会 (倫理委員会、コンプライアンス委員会、高知県若年建設従事者入職促進協議会)

支部長会

青年部連合会

女性部

<協会が窓口となる機関>

高知県建設産業団体連合会

高知県建設会館

自由民主党高知県建設支部

勤労者退職金共済機構 建退共高知県支部

建設業福祉共済団 (法定外労災補償制度)

建設業振興基金 (建設業経理事務士検定試験)

第三者賠償責任保険

「高建」編集担当者会 事務局通信

「高建」の紙面充実のため次のアンケートにご協力下さい。

○「おめでたいニュース」コーナーへの情報提供

このコーナーでは会員企業・関係団体の皆様のおめでたいニュースを掲載しています。

(1) 「おめでたいニュース」はありますか？

【 有 ・ 無 】 (どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

① どういった内容ですか？ (該当するものを○で囲んで下さい)

【 結婚 出産 昇進 誕生日 受賞(趣味等でも可) 資格取得 入社 その他() 】

② そのニュースの当事者はどちらの方ですか？

【 自分 ・ 知人 】 (どちらかを○で囲んで下さい)

③ そのニュースは「高建」への掲載が可能ですか？

【 可能 ・ 不可 ・ 不明 】 (いずれかを○で囲んで下さい)

○「支部・会員企業・関係団体イベント情報」の提供

このコーナーでは、支部・会員企業・関係団体が単独もしくは協力して開催しているイベント情報（地域内のお祭りも含む）を掲載します。

(1) イベント情報はございますか？

【 有 ・ 無 】 (どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

イベント名：

概 要：

○クロスワードパズル回答 (P35参照)

解答 _____ (未記入でもかまいません)

○「高建」へのご意見・ご感想がありましたらご記入ください。

()

お 名 前	
所属(団体・企業)	
電 話 番 号	

ご協力ありがとうございます。下記によりご送信ください
「高建」編集担当者会 事務局 あて

FAX 088-823-5662

クイズの答え

春号

1		2	3	
		7		
8	4		9	5
10		6		
		11		

ハ	ン	グ	リ	ー
ル		ミ	ス	
ジ	フ		ニ	ワ
オ	ウ	エ	ン	カ
ン		サ	グ	リ

Q：二重枠の文字を組み合わせて漢字2文字の熟語を完成させてください。

ヒント：春の時期はよく飛んでます。

(タテのカギ)

キク科の二年草。漢字では春紫苑。
果汁などをゼラチンで固めた菓子の一種。
聞くこと。聞き取り。
丘。台。
のみこみ。会得。 が早い。
動物を飼育したり、誘い寄せたりするための食物。

(ヨコのカギ)

空腹なこと。飢えているさま。精神。
失敗。間違えること。誤り。自分の才能や仕事に自信をもち、誇らしく思うこと。
一軒家での癒しの空間になることが多い。園。
競技で、味方の選手・チームを励ますためにうたう歌。
相手の気持ち・事情・ようすなどをそれとなくうかがうこと。
を入れる。

答え：花粉

夏号

1			9		12	
				5	13	
2						
				6		
3		10		11		
		7				
4				8		

サ	ザ	ン	ク	ロ	ス	
ル			ー		パ	カ
エ	メ	ラ	ル	ド		ン
ル			ダ		ナ	ノ
パ	ラ	ジ	ウ	ム		ン
ン			ダ	ン	ケ	ル
ツ	イ	ン		ツ	ツ	ジ

Q：二重枠の文字を組み合わせて言葉を完成させてください。

ヒント：ビールと良く合います

(タテのカギ)

夏に咲く花。花の形が星型をしていることから日本でこう名づけられた。
強い緑を帯びた宝石である。和名は、翠玉、緑玉。
原子番号46の元素。白金族元素の1つで、貴金属にも分類される。
〇〇ベッド。〇〇テール。
齧歯類の1グループで、中南米の熱帯・亜熱帯地方に住み、体重は6~12kgと、大型。
マイクロとピコの間の単位。ギリシャ語で「小人」という意味に由来する。
第二次大戦中の1940年、ドイツ軍に敗れたイギリス・フランス軍が劇的撤退をした地。
4月から5月の春先にかけて漏斗型の特徴的な花を数個、枝先につける植物。

(ヨコのカギ)

もともとはイスラム文化圏の民族衣装。2002年頃から再び流行しているファッションアイテム。
運動後におこなうストレッチ。
フランス国籍の元サッカー選手。2006年のW杯MVP選手。
足りないところがないこと。欠点がないこと。完全〇〇。
鉱泉。温泉。また、それを中心としたリラクゼーション施設。
人数に合わせて引いた平行線の一端にある当たりを引く仕組みのくじ。今日では平行線の間に横線を入れることが多い。

答え：スルメイカ

クロスワードパズル

問 二重枠の文字を組み合わせて言葉完成させてください。

1				13	14	15	
				2			16
3	12					8	
4				9			
5		17				10	
6						11	
7							

ヒント：太陽系の惑星です。

(ヨコのカギ)

開花時期が5~9月の花。南国を代表とする熱帯の花として知名度は高いが、日本の気候では春や秋の方が花が咲きやすい。
「%」この記号の読み方。
国家や地方公共団体がその任務を遂行するために営む経済行動。
チャンス。 コインランチ。
野球、サッカー、スキーなどの野外で行われる競技を夜間に照明下で行うこと。夜間試合のこと。
全体を包み込むことや、物が隠れるように布や板、蓋などをかぶせること。動詞。
「私はこれで会社を辞めました。」のフレーズで有名な商品。マルマン社から販売されている。
1位の次点。 蓮舂参議院議員の言葉で「ではだめなんですか?」といった発言があった。
もともとは囲碁用語の一つ。既に勝負が決まっている時に、さらに勝負を確実にするために念を押すこと。
解剖学において骨格筋が骨に付着する部分の筋肉主体部寄りにある結合組織のひとつ。組成は殆どが線維質であるコラーゲンで、軟部組織としては硬い方に属する。

ブラジル人のレーシング・ドライバー。アイルトン・。

(タテのカギ)

今年TBSで放送されたドラマ。主演は堺雅人。名台詞に「倍返しだ」がある。
プロ野球の両リーグの略称。
電子を受け取って負の電荷を帯びた原子、または原子団。マイナスイオンの別名。
アメリカ合衆国のマーベル・コミック刊行の複数のアメコミに登場する架空のヒーロー。 マン。 ラジオ。
あなどりがたい人、油断ができない人という意味。
数量が増加するに従って比率がアップすること。 税。
苗代で育てた稲の苗を水田に移し植えること。

正解者に抽選で1000円相当の商品券をプレゼント!!

前号の正解は、夏号「スルメイカ」でした。

おめでとう
ございます

商品券当選者 (キャリアオーバー)
野崎 久美子さん

3 火災から身を守る

参考図書：「日本建築地震耐震」宇佐美隆夫著、東京大学の編
 「家族を守る、あなたを守る、わが家の防災対策」東京都市建設工務局
 「日本防災社」日本防災センター
 「消防庁防災マニュアル」消防庁管理発刊、「救急消防隊」

■関東大震災の火災（1923年9月1日）

揺れて倒れた戸数の約1.7倍の戸数が、火災で焼失。東京本所の陸軍被服廠跡では、避難してきた約3万8千人の住民が火災で犠牲となりました。

■北海道南西沖地震の津波による火災（1993年7月12日）

奥尻町では、津波の来襲後、火災が発生し、多くの家屋が焼失しました。

■阪神・淡路大震災の火災（1995年1月17日）

地震発生直後から各地域において同時に約300件もの火災が起こり、特に神戸市内は大きな被害を受けました。

■東日本大震災の火災（2011年3月11日）

東日本大震災による火災は宮城県、岩手県、茨城

県、東京都など広範囲にわたり300件以上発生しました。その主な原因は津波で海水が流れ込み、壊れた電気設備がショートし流れた燃料等に引火した可能性が考えられます。

地震・津波発生時には、消防がすぐに消火対応できない場合が多く、早めに安全な場所へ避難することが大切です。



神戸市内の火災現場（提供 神戸市消防局）

初期消火

揺れているときは

- ・ やけどの危険があるので、コンロなどから離れ、いったん机の下などに伏せ、身の安全を確保しましょう。
- ・ 揺れがおさまってから落ち着いて火を消しましょう。

現在、震度5以上の地震の揺れを感知してガスをとめる「マイコンメーター」が、ほとんどのご家庭に設置されています。特性や使い方を確認しておきましょう。



使えてこそ意味がある!! 消火器の使い方



各家庭に消火器を備えましょう!

（老朽化した消火器は、破裂するおそれがあり大変危険です。使用期限を過ぎたものは交換するなど、適切に管理しましょう。）

火災発生!!

- ①早く知らせる。
 - ・ 大声で近所に火事を知らせる。
- ②早く消火する。
 - ・ 火が天井に燃え広がらないうちに、すばやく。
- ③早く逃げる。
 - ・ 火が天井に回ったら、すぐ脱出。

初期消火は地域で協力して

いろいろな場所で火災が発生するため、消防隊がすぐに到着しない場合があります。119番へ通報し、津波の危険性がない場合は身の安全を確保したうえで、近所の人や自主防災組織で協力しながら消火を試みましょう。

LPガスの地震・津波対策など

東日本大震災の地震・津波でLPガスボンベが倒れたり、流されてLPガスが漏れる事故が数多く発生しました。南海地震に備えて、自宅のLPガス設備の機能や安全対策の確認をしておきましょう。



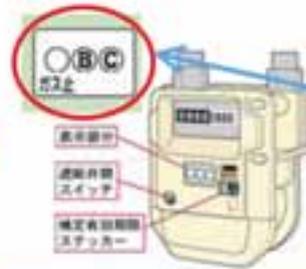
(宮城県石巻市)

1 LPガス設備の機能 (マイコンメーター)

マイコンメーターは、震度5程度の大きな揺れがあると自動的にガスコンロや湯沸器などへのLPガスの供給を止めます。



揺れたら
僕が止めるよ!!



地震などで揺れてガス止め時はB・Cと表示されます。

2 LPガス設備の安全対策

① LPガスボンベの転倒防止

LPガスボンベが転倒防止チェーンなどで固定されているかどうかを定期的に確認しましょう。

チェーンの固定が不安な場合は、LPガス販売店に相談してください。

② もっと安心・安全を!! (社)高知県エルピーガス協会の取り組み

高圧ホース及びLPガスボンベの更新に併せて次のような取り組みを進めています。



チェーンがゆるんで危険な例

● ガス放出防止型高圧ホース

(地震などで容器が転倒した場合に、高圧ホースや配管の損傷によるLPガスの漏えいを防止します。)



● 50kg容器バルブプロテクター

(地震などで容器が転倒した場合に、バルブの損傷を防止します。)



詳しくはLPガス販売店、または、(社)高知県エルピーガス協会までお問い合わせください。

高知県エルピーガス協会

〒780-8031 高知市大原町80-2 高知県石油会館内
電話 088-805-1622

3 災害時は、LPガスが炊き出しなどで大活躍



鋳物コンロ



炊飯器



発電機

自主防災組織が資機材を購入する場合は、支援制度がありますので、市町村の防災担当課へお問い合わせください。

人生、もっと、楽しまんと。

本物のハタ博は、産地から採れた新鮮な食材を、
 本物のハタ博のスタッフが、
 高知県・高知市・高知市街に
 「高知、高知、高知の産物、高知の味に味わい
 互様に楽しみながら、ハタ博」を盛り。

本物のごちそうは、ここにあり。

はたって
どこ!?



「高知、高知、高知」— 大自然の恵みを体感できるアツアツグルメが盛りだくさん!

「楽しまんと! はた博」2013年 7月1日(月)▶12月31日(木)

www.hata-kochi.jp

お楽しみ情報CHECK!

主催・高知市観光局観光キャンペーン実行委員会
 〒780-0801 高知市高知1-1-1 高知市観光局観光センター
 TEL:087-821-0223 E:mailto:info@hata-kochi.jp



参加
無料

お宝ゲット
だぜ!

幡多の宝「ホウパイ」争奪!

宝探しゲーム!



開催期間 7月1日(月)~12月31日(火)

抽選期間 7月1日(月)~9月30日(月) /
10月1日(火)~12月31日(火)

開催場所 四万十市・宿毛市・土佐清水市・
黒潮町・大月町・三原村

指令書

古くから伝わる幡多の宝「ホウパイ」。
これを手にする者は一方ならぬ幸せを手にするという。
「ホウパイ」について歴史研究家・直多六之助が長く研究していたが、
それが何かを明らかにすることなく亡くなってしまった。
彼の手帖から地図の切れ端と暗号を発見。
これらの手がかりを元に「ホウパイ」を探せ。

幡多6市町村で宝の地図に記載された
宝箱(キーワード)を見つけて応募しよう!

2つのキーワードから応募できるよ!
(全部まわれない方もイベントに参加できるよ)

まずは「お宝地図」をゲットせよ!

【お宝地図配布場所】

六市町村の各観光協会、エリア内の道の駅、ホテル、旅館など、
はた博関連施設に配布しています。
詳しくは公式ホームページまで。

豪華賞品が当たる!

【特別賞】ダイハツTANTO Exe L 1名

【未だ未賞】ペア宿泊券 10組・2名

【はた博賞】CASIO G-SHOCK 1名

Canon EOS Kiss X6i ダブルズームキット 2名

APPLE | iPod touch 第5世代 (32GB) 2名

任天堂 Wii U BASIC SET 2名

幡多のブランド米 1年分 (玄米30kg×5) 1名

約200名様に
総額約250万円



はたの味覚が詰まった「はた販賣」や
「観光協会賞」もあるよ!

参加方法

1

宝の地図を入手してエリアを選択しよう!

まずは、宝探しの舞台となる6つのエリアから、自分が挑戦するエリアを選びましょう。
各エリアの観光マップを入手すると、検索に便利!

2

宝箱の隠し場所を解読しよう!

地図に書かれている暗号を手がかりに宝箱の隠し場所を解読しましょう。暗号を解くカギはヒント提供店にあるぞ!
(提供店受付時間 9:00~17:00 ※定休日の場合があります。ご了承ください。ヒント提供店の詳細は宝の地図に記載されています。)

3

宝箱を発見したら発見報告場所へ行こう!

発見に宝箱を発見したら、宝箱に書かれている【キーワード】を宝の地図のキーワード記入欄にメモして、所定の発見報告場所で報告しましょう。
発見報告所では、必ずスタンプを押してもらってください。【キーワード】が正しければ先着3000名様(各発見報告所500名)にオリジナル額数を満足します。

4

豪華賞品を当てよう!

豪華賞品が抽選でもらえます。
2つ以上のエリアからスタンプを集めれば賞品応募OK!

5

他の探索エリアでも宝探しに挑戦しよう!

発見した宝箱が多いほど、抽選対象の賞品が増えます!
目指せ6エリア完全制覇!



探索エリア MAP

探索エリアは全6ヵ所。まずは、自分が
挑戦したい探索エリアを選ぼう!



【注意事項】

- 当選者の発表は抽品の発送をもってかえさせていただきます。
- 賞品を金銭等に交換する事はできません。
- 未成年の方は必ず保護者の同意を得てから応募ください。
- 住所等の誤記入や長期不在などで当選者のかたへプレゼントのお届けができなかった場合、当選辞退扱いとさせていただきます。
- 景品の発送は、前半分は2013年10月下旬から、後半分は2014年1月下旬を予定しております。
- アルコール類の賞品は未成年の方は当選できません。
- 特別賞については、別途注意事項がございますので、お宝地図または、ホームページにてご確認ください。

【個人情報の取扱いについて】

応募に当たりご提供いただいた個人情報は、当選者への景品のお届けに使用するほか、より良い観光地づくりを進める目的で実施する幡多地域の観光に関するアンケート調査に利用することがあります。

幡多地域観光キャンペーン実行委員会

お問い合わせ: (一社) 幡多広域観光協議会

TEL 0880-31-0233

はた博

検索



(写真提供：高知県)

宮の前公園（越知町）

町民のボランティアで始まったコスモス畑。毎年10月上旬から中旬に開かれるコスモスまつりでは、仁淀川河川敷の2ヘクタールに150万本の可憐なコスモスの花が咲き乱れ、多くの人を訪れます。アメゴの釣り堀、カヌー体験、俳句大会など、多彩なイベントが開催されるほか、コスモスの中を馬と一緒にのんびり散歩する馬車も登場し、秋の空の下で楽しいひと時を過ごすことができます。

(高知県ホームページより)

一般社団法人 **高知県建設業協会**

〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15

TEL.088-822-6181
FAX.088-823-5662

URL <http://www.kokenkyo.or.jp/>

土 木 部 会	TEL.088-822-6181
室 戸 支 部	TEL.0887-22-0222
安 芸 支 部	TEL.0887-35-2560
南 国 支 部	TEL.088-864-2826
嶺 北 支 部	TEL.0887-76-2341
高 知 支 部	TEL.088-822-0322
伊 野 支 部	TEL.088-892-0581
高 吾 北 支 部	TEL.0889-26-0516

高 陵 支 部	TEL.0889-42-2429
高 幡 支 部	TEL.0880-22-0769
中 村 支 部	TEL.0880-35-2730
宿 毛 支 部	TEL.0880-65-7755
土 佐 清 水 支 部	TEL.08808-2-0208
建 築 部 会	TEL.088-824-6171
下 水 道 部 会	TEL.088-822-6181